

IX 奨学制度に関する事項

■京都私立病院協会加盟病院奨学金

希望者には、京都私立病院協会加盟病院から奨学金が貸与されます。奨学金の貸与条件は各病院の規定によります。また、病院が定める条件を満たした場合は、奨学金の返還が免除されます。

■高等教育における国の修学支援新制度（授業料・入学金減免制度）

大学校は「大学等における修学の支援に関する法律」の対象校であり、文部科学省が定める基準を満たす学生は、授業料、入学金（新入生対象）の一部又は全部が減免されます。

制度利用希望者は、まず日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）給付型奨学金を申し込んでください。JASSO による給付型奨学金の区分判定をもって、修学支援新制度の対象と認定されます。

なお、令和7年度より拡充される多子世帯を対象とした授業料の無償化は、本制度の一部として実施されます。

① 支援対象者の認定要件

進学までの期間（高等学校卒業後2浪以内に本校に入学）、学業等に係る基準（学修意欲があり、4年で卒業できる学力があること）、家計に係る基準（資産基準、所得基準）、国籍要件があります。

② 支援額

支援区分により金額が異なります。支援金額の上限は、授業料が59万円、入学金が16万円です。

支援区分	減免額算定の基準額 (所得基準) ※1	資産基準 ※2 (生計維持者の人数に関わらず)	授業料減免額（年額） (国からの支援額)
第Ⅰ区分	100 円未満	5,000 万円未満	満額(上限の 59 万円の範囲内)
第Ⅱ区分	100 円～ 25,600 円未満	5,000 万円未満	第Ⅰ区分の減免額の 2/3
第Ⅲ区分	25,600 円～ 51,300 円未満	5,000 万円未満	第Ⅰ区分の減免額の 1/3
多子世帯※3	所得制限なし	3 億円未満	満額(上限の 59 万円の範囲内)

※1 所得基準：「学生本人」及び「生計維持者（父母）」ごとに次の算式で算出した額の合計額を上表の「減免額算定の基準額」の欄で確認してください。（JASSO の審査では、マイナンバーから課税情報が取得されます。）

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額 × 6% －（調整控除額 + 税額調整額）

＜政令指定都市（京都市、大阪市など）に市民税を納税している場合＞

市民税の所得割の課税標準額 × 6% －（調整控除額 + 税額調整額） × $\frac{3}{4}$

※2 資産基準：生計維持者（父母）の保有する現金（満期や解約により現金化した保険、退職金を含む）、預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）、投資信託、現金に準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金、銀等）の合計金額
(土地、建物等の不動産および、満期・解約前の保険掛金は資産に算入しません。)

※ 3 多子世帯：生計維持者（父母等）の扶養する子等が 3 人以上いる世帯

（扶養する子等の範囲）税情報により確認できる生計維持者の被扶養者のうち、以下に該当する者

- ・ 生計維持者の子（実子・養子）※課税情報に反映されていない「新たに出生した実子」などを含む。
- ・ 生計維持者の年下の親族（生計維持者の弟妹など）

③ 支援の停止または終了

休学することになった場合、休学期間は月単位で支援が停止されます。

学校処分を受けた、適格認定要件を満たさなくなった（単位が不足し進級できなかった、扶養人数等の要件を満たさなくなった等）場合、支援が停止または終了となります。

※制度の利用希望者は、JASSO 奨学金の新規申込説明会に参加し、給付奨学金の新規申込手続きを進めてください。

■日本学生支援機構（JASSO）奨学金

勉学に励む意欲がある学生が、経済的な理由により修学をあきらめることがないよう支援することを目的として、国が実施する奨学金制度です。JASSO から奨学金が貸与又は給付されます。生計維持者（父母）の所得状況、扶養状況、資産状況や学生本人の学修意欲などに基づいて、JASSO が選考を行います。奨学金には以下の 3 種類があります。

① 第一種貸与奨学金（無利子） ※要返還

月額 自宅通学／2 万、3 万、4 万、5 万 3 千円、自宅外通学／2 万～6 万円（1 万円単位）から選択

※給付奨学金（多子世帯支援含む）と第一種貸与奨学金を併用する場合、「併給調整」が行われ、第一種貸与奨学金の月額が減額または 0 円となります。

② 第二種貸与奨学金（有利子） ※要返還

月額 2 万円～12 万円から選択（1 万円単位）

（入学時特別増額貸与奨学金 入学時 1 回のみ 10 万円～50 万円から選択（10 万円単位） ※条件あり）

③ 給付奨学金 ※返還不要

所得の状況に応じて第Ⅰ区分～第Ⅳ区分の 4 つの区分に分類されます。区分によって月額 自宅通学者／12,800 円～38,300 円、自宅外通学者／25,300 円～75,800 円が給付されます。

併せて、国の修学支援新制度による授業料等減免を受けることができます。

【多子世帯】

所得に関係なく給付奨学金支給額 0 円の給付奨学生として採用され、国の修学支援新制度による授業料等減免を受けることができます。

※所得状況により上記第Ⅰ～Ⅳ区分に認定された場合は、給付奨学金の支給も受けることができます。

<注意>

- ・ 多子世帯：資産額が 3 億円以上の場合は給付奨学金、修学支援新制度共に対象外となります。

・多子世帯以外の世帯：所得基準を満たしていても、資産額が5,000万円以上の場合、給付奨学金、修学支援新制度共に対象外となります。

新規募集時期は年2回（春・秋）です。高校等在学時に予約採用されている場合、定められた期間内に進学届の手続きが必要です。入学後、事務所に採用候補者決定通知を提出してください。

上記の募集時期に限らず、生計維持者の死亡、事故・病気による3カ月以上の就労困難、非自発的失業、被災による生死不明・行方不明・就労困難が原因で家計急変があった場合には、減収後の状況により奨学生として採用が認められる場合があります。家計急変に関しては随時相談・申込を受付けています。

貸与奨学金は一度採用されると卒業まで貸与を受けることができますが、毎年継続手続きが必要です。

給付奨学金は、毎年秋に所得や扶養状況の確認（適格認定）があり、区分変更による奨学金月額の変更が生じる場合があります。

奨学金受給中に休学する場合、月単位で奨学金が停止します。学校処分を受けた、適格認定要件を満たさなくなった（進級状況や家庭の所得・扶養状況等）場合、奨学金が停止または終了します。

給付奨学金については卒業後の返還は不要です。貸与奨学金は、卒業後に全て返還する義務があります。月々の返還額や返還期間などは、個々の貸与金額に応じて、JASSOが決定し通知します。卒業後半年が経過すると、返還額の口座引落としが始まります。返還が遅延した場合には、個人信用情報機関に個人情報が登録されることがあります。

■京都府看護師等修学資金

京都府の看護職員確保対策の一環として、卒業後に京都府内の所定の施設（北部地域や200床未満の病院、診療所、老健等）に就職する意思がある学生に対し、京都府が貸与する奨学金です。一般枠と北部特別枠があり、貸与額は1ヶ月あたり36,000円です。7月・9月・12月・3月に3ヶ月分ずつ貸与されます。

貸与期間は1年間です。継続して貸与を希望する場合は、毎年申し込み手続きが必要です。募集時期は年1回（4月）です。卒業後、京都府が定める条件（所定の施設で5年間勤務等）を満たした場合には、返還が免除されます。条件を満たさなかった場合には、貸与を受けた期間と同期間内に全額返還する必要があります。詳細は、4月に実施予定の説明会でお知らせします。